

第11 ガス漏れ火災警報設備（令第21条の2、規則第24条の2の2から第24条の2の4まで、昭和56年告示第2号関係）

1 受信機

(1) 常用電源

第10 自動火災報知設備1(1)を準用すること。

(2) 非常電源

第10 自動火災報知設備1(2)を準用すること。

(3) 設置場所

第10 自動火災報知設備1(3)を準用するほか、受信機は、音声警報装置の操作部又は遠隔操作器と併置すること。

(4) 機器

第10 自動火災報知設備1(4)（イを除く。）を準用すること。

(5) 警戒区域

第10 自動火災報知設備1(5)アからウまでを準用するほか、次によること。

ア 一の警戒区域の1辺の長さは、50m以下とし、検知区域のある室（天井裏及び床下の部分を含む。）の壁（間仕切及び天井から突き出したはりを含む。）の区画等で境界線を設定すること。

イ 前アによるほか、天井裏又は床下の部分に設けるものを除き警戒区域の面積が600㎡以下で、かつ、1辺の長さが50m以下の部分（検知区域のない室等を含む。）に2以上の検知区域が分散してある場合は、一の警戒区域として設定することができる。

2 検知器

(1) 常用電源

常用電源は、交流電源によるものとし、次によること。

ア 受信機及び中継器から電源の供給を受ける検知器

第10 自動火災報知設備1(1)ア及びイを準用すること。

イ 受信機及び中継器から電源の供給を受けない検知器

第10 自動火災報知設備1(1)ア、ウ及びオを準用するほか、次によること。

(ア) 定格電圧が150Vを超える検知器の金属製外箱は、接地工事を施すこと。

(イ) 回路の分岐点から3m以下の箇所に、各極を同時に開閉できる開閉器及び最大負荷電源の1.5倍（3A未満の場合は3Aとする。）以上の電流で作動する過電流遮断器（定格遮断電流20A以下のものであること。）が設けてあること。

(2) 非常電源

第10 自動火災報知設備1(2)を準用すること。

(3) 設置方法

ア 共通事項

規則第24条の2の3第1項第1号イ(イ)に規定された水平距離の算定は、次に定める距離によること。

(ア) ガス燃焼機器はバーナー部分の中心からの距離

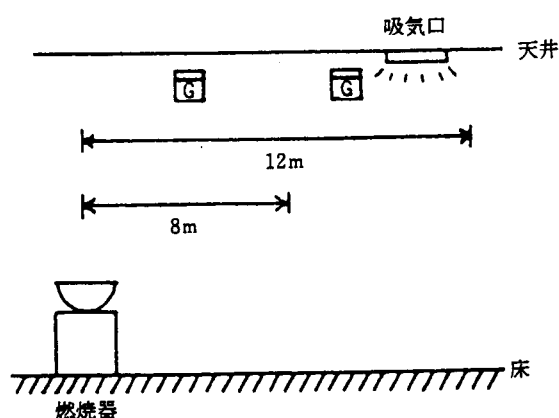
(イ) ガス栓は当該ガス栓の中心からの距離

(ウ) 貫通部は外壁の室内に面するガス配管の中心からの距離

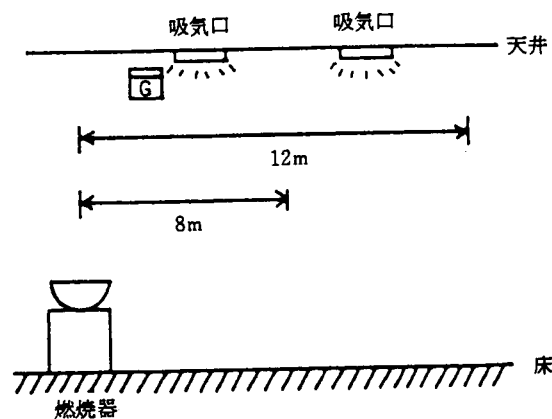
イ 検知対象ガスの空気に対する比重が1未満の場合

(ア) 燃焼器等から水平距離が8m以内のガス漏れを最も有効に検知することができ、かつ、廃ガスの影響の少ない位置に検知器を設けること。

- (イ) 燃焼器等から水平距離12m以内（廃ガスの影響を受けやすい水平距離4m以内を除く。）で天井面から0.6m未満の位置に吸気口がある場合は、前(7)により検知器を設けるほか、燃焼器等から最も近い吸気口付近（吸気口からおおむね1.5m以内の場所）に検知器を設けること。（第11-1図参照）ただし、最も近い吸気口が燃焼器等から水平距離4mを超え8m以内にあり、かつ、当該吸気口付近に検知器を設けた場合は、前(7)の検知器を省略することができる。（第11-2図参照）



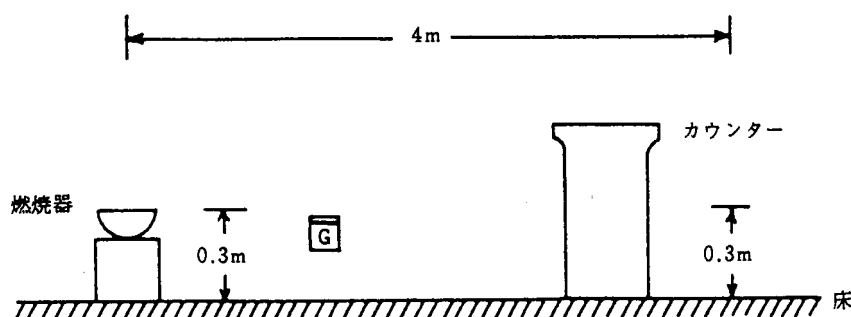
第11-1図



第11-2図

ウ 検知対象ガスの空気に対する比重が1を超える場合

- (ア) 燃焼器等又は貫通部の設けられている側の床面より高い段差がある場合は、当該段差の手前に検知器を設けること。
- (イ) 燃焼器等又は貫通部から水平距離4m以内に床面から0.3mを超えるカウンター等がある場合、検知器は燃焼器等又は貫通部の側に設けること。（第11-3図参照）



第11-3図

(4) 機器

検知器にあつては、告示に適合すること。

3 中継器

(1) 常用電源

ア 受信機及び検知器から電源の供給を受ける中継器

第10 自動火災報知設備 1 (1)ア及びイを準用すること。

イ 受信機及び検知器から電源の供給を受けない中継器

第10 自動火災報知設備 1 (1)を準用すること。

(2) 非常電源

第10 自動火災報知設備 1 (2)を準用すること。

(3) 設置方法

ア 腐食性ガスの発生する場所等機能障害の生ずるおそれのある場所に設けないこと。

イ 自動火災報知設備の中継器と兼用するものにあつては、第10 自動火災報知設備 3 (3)を準用すること。

4 警報装置

(1) 音声警報装置

第14 非常警報設備 2を準用すること。

(2) ガス漏れ表示灯

ガス漏れ表示灯は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 一の警戒区域が2以上の室からなる場合又は天井裏若しくは床下を警戒する場合、検知区域のある室ごとの主たる出入口付近（天井裏又は床下の部分にあつては点検口付近）にガス漏れ表示灯を設けること。

イ ガス漏れ表示灯の設置位置は、床面から4.5m以下とすること。

ウ ガス漏れ表示灯の直近には、ガス漏れ表示灯である旨の標識を設けること。

(3) 検知区域警報装置

検知区域警報装置は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 検知区域警報装置は、検知区域内に設けること。

イ 機械室その他常時人のいない場所で一の警報区域が2以上の検知区域から構成される場合又は天井裏若しくは床下の部分の検知区域にあつては、当該警戒区域ごとに検知区域警報装置を設けることができる。

ウ 検知区域警報装置の直近には、検知区域警報装置である旨の標識を設けること。ただし、検知器が警報機能を有する場合はこの限りでない。

エ 警報音は、第10 自動火災報知設備 5 (4)を準用すること。

5 配線及び工事方法

第10 自動火災報知設備 8 (1)及び(2)を準用するほか、検知器の電源の供給方式は、コンセントを使用する場合、次によること。●

(1) 検知器の電源の供給停止が受信機で確認できるものであること。

(2) コンセントは、引掛け型コンセント等容易に離脱しない構造のものであること。

(3) コンセントは、検知器専用のものでとすること。

6 総合操作盤

第2 屋内消火栓設備 8を準用すること。

7 温泉の採取のための設備に関する事項

(1) 用語の定義

ア 温泉採取設備とは、規則第24条の2の2第3項に規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管をいう。また、ガス分離設備については、その名称にかかわらず、貯湯タンクなど一定量のガスを分離しているものも含まれるものであること。

イ 令第21条の2第1項第3号及び規則第24条の2の2第1項第2号に規定する温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の5第1項の都道府県知事の確認を受けた温泉採取設備の場所とは、次の場所をいうものであること。

(ア) 温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の6第1項の規定により、環境大臣が定めるメタン濃度（平成20年環境省告示第58号）であるもの。

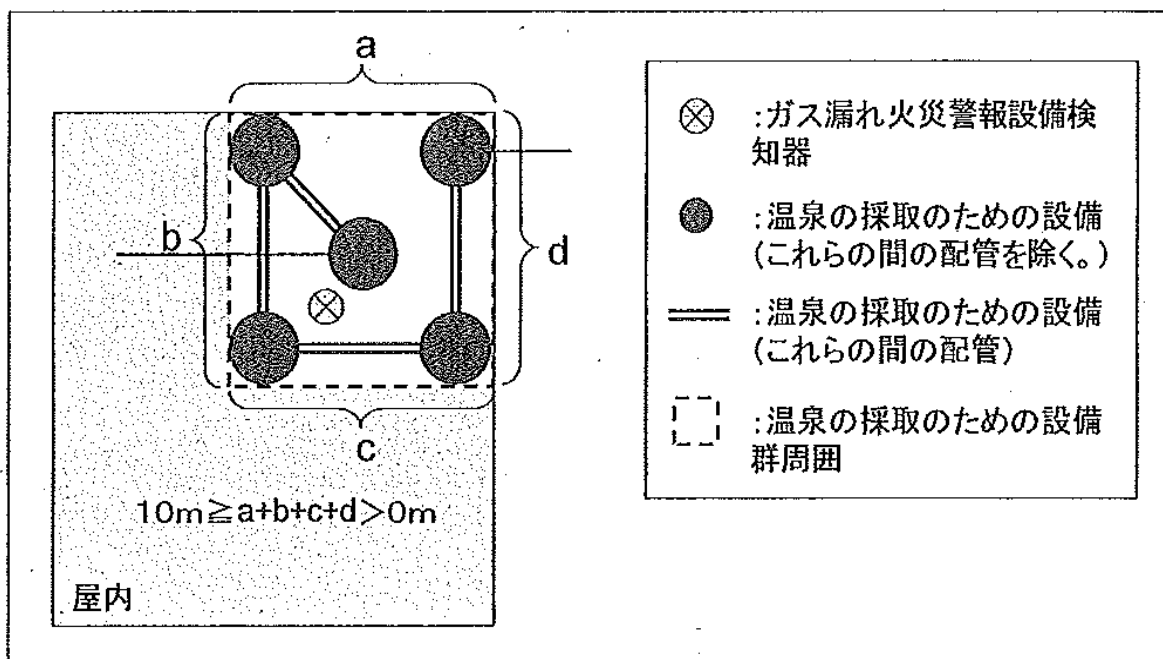
(イ) 温泉法施行規則第6条の6第2項の規定により、温泉付随ガスの気泡が目視できず、近隣にあり、かつ、地質構造、泉質、深度その他の状況からみて温泉付随ガスの性状が類似していると認められる温泉の採取の場所におけるメタン濃度が、環境大臣が定めるメタン濃度（平成20年環境省告示第58号）であるもの。

ウ 規則第24条の2の2第3項に規定する「可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所」とは、温泉採取設備が設けられた室が2面以上開放されている場合をいうものであること。

(2) 検知器の設置方法

ア 検知対象ガスの空気に対する比重が1未満の場合

温泉の採取のための設備（規則第24条の2の2第3項に規定するものをいう。以下同じ。）の周囲の長さ10mにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所（天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より温泉の採取のための設備側に限る。）に設ける（第11-4図参照）とともに、ガスの濃度を指示するための装置を設けること。この場合において、当該装置は、防災センター等に設けること。



検知器の設置例

(第11-4図)

イ 検知対象ガスの空気に対する比重が1を超える場合

温泉の採取のための設備の周囲の長さ10mにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所に設ける（第11-4図参照）とともに、ガスの濃度を指示するための装置を設けること。この場合において、当該装置は、防災センター等に設けること。

第12 漏電火災警報器（令第22条、規則第24条の3、平成25年規格省令第24号関係）

1 設置方法

- (1) 漏電火災警報器は、令第22条第1項に掲げる防火対象物の電路の引込線又はB種接地線に設けること。ただし、同一敷地内に管理について権原を有する者が同一の者である令第22条第1項に該当する2以上の建築物の電気の引込線が共通であるときは、当該共通引込線に1個の漏電火災警報器を設置すれば足りること。（別図1参照）
- (2) 高周波による誘導障害を排除するため、次に掲げる措置を講じること。●
 - ア 誘導防止用コンデンサを、受信機の変流器接続用端子及び操作電源端子に入れること。ただし、誘導障害対策を講じたものにあつては、この限りでない。
 - イ 変流器の2次側配線は、次により設置すること。
 - (ア) 配線にはシールドケーブルを使用するか、配線相互間を密着して設けること。
 - (イ) 配線こう長をできる限り短くすること。
 - (ウ) 大電流回路からはできるだけ離隔すること。
 - ウ その他必要に応じ静電誘導防止、電磁誘導防止等の措置を講じること。
- (3) 電源は、電流制限器（電流制限器を設けていない場合にあつては主開閉器）の電源側から分岐すること。

2 設置場所

- (1) 漏電火災警報器は、次のアからキまでに掲げる場所以外の場所に設けること。ただし、防爆、防食、防温、防振又は静電遮へい等設置場所に応じた適当な防護措置を施したものにあつては、この限りでない。
 - ア 可燃性蒸気、可燃性ガス又は可燃性微粉が滞留するおそれのある場所
 - イ 火薬類を製造し、貯蔵し、又は取扱う場所
 - ウ 腐食性の蒸気、ガス等が発生するおそれのある場所
 - エ 湿度の高い場所
 - オ 温度変化の激しい場所
 - カ 振動が激しく機械的損傷を受けるおそれのある場所
 - キ 大電流回路、高周波発生回路等により影響を受けるおそれのある場所
- (2) 漏電火災警報器の受信部は、屋内点検が容易な位置に設置すること。ただし、当該設備に雨水等に対する適当な防護措置を施した場合は、屋外の点検が容易な位置に設置することができる。
- (3) 変流器
変流器は、建築物に電力を供給する電路の引込部の外壁等に近接した電路又はB種接地線で、点検が容易な位置に設置すること。

3 変流器の定格の選定

- (1) 警戒電路に設ける変流器の定格電流は、当該建築物の警戒電路における負荷電流（せん頭負荷電流を除く。）の総和としての最大負荷電流値以上とすること。
- (2) B種接地線に設ける変流器の定格電流は、当該警戒電路の定格電圧の数値の20%に相当する数値以上の電流値とすること。

4 漏電火災警報器の検出漏洩電流設定値

検出漏洩電流設定値は、建築物の警戒電路の負荷、電線こう長等を考慮して100mA、から400mAまで（B種接地線に設けるものにあつては400mAから800mAまで）を標準として誤報が生じない範囲内に設定すること。

5 漏電火災警報器の操作電源

- (1) 漏電火災警報器の操作電源は、電流制限器（電流制限器を設けていない場合にあつては主開閉器）の1次側から専用回路として分岐し、その専用回路には、開閉器（定格15Aのヒューズ付き開閉器又は定格の20A以下

の配線用遮断器) を設けること。(別図2参照)

(2) 漏電火災警報器の専用回路に設ける開閉器の表示は赤色とすること。

6 配線及び工事方法

配線(耐火耐熱保護配線を除く。)及び工事方法は、工事の種別に応じ、第12-1表のいずれかに適合するもの又はこれと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引張り強さ等を有すること。

第12-1表 電線の種類・太さ

工事の種類		電線の種類	電線の太さ	
操作電源の配線に用いる電線		J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径1.6mm以上	
		J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (V V))	導体直径1.6mm以上	
変流器の二次側屋内配線に使用する電線		J I S C 3306 (ビニルコード)	断面積0.75mm ² 以上	
		J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径1.0mm以上	
		J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (V V))	導体直径1.0mm以上	
変流器の二次側屋側又は屋外配線に使用する電線		J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル) *	導体直径0.5mm以上	
		J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径1.0mm以上	
		J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (O W))	導体直径2.0mm以上	
変流器の二次側架空配線に使用する電線		J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (V V))	導体直径1.0mm以上	
		J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル) *	導体直径0.5mm以上	
		J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (O W))	導体直径2.0mm以上の硬銅線**	
		J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径2.0mm以上	
地中配線に使用する電線		J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (V V))	導体直径1.0mm以上	
音響装置の配線に使用する電線	使用電圧が60Vを超えるもの	地中配線のもの	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (V V))	導体直径1.6mm以上
		架空配線のもの	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (O W))	導体直径2.0mm以上
		前記以外のもの	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径1.6mm以上
	使用電圧が60V以下のもの***	J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル)	導体直径0.5mm以上	

備考 *は、屋内型変流器の場合に限る。

**は、径間が10m以下の場合には導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。

***は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表の電線の種類欄に掲げる J C S 4396以外の規格に適合する電線で、それぞれ電線の太さ欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものを使用できるものとする。

(注) J I S C : 日本産業規格 J C S : 日本電線産業会規格

7 契約電流容量

令第22条第1項第7号に定める契約電流容量は、次によること。

- (1) 防火対象物の関係者と電気事業者間でなされた契約電流（契約上使用できる最大電流（A）をいう。）、契約容量（契約上使用できる最大容量（kVA）をいう。）及び契約電力（契約上使用できる最大電力（kW）をいう。）とし、契約電流（アンペア契約）にあつてはその契約の電流値、契約容量又は契約電力にあつては、標準電圧を100V又は200V、力率を1.0として第12-1式により求めた値とすること。

$$\text{契約電流容量 (A)} = \frac{(\text{契約容量 (kVA)} \text{ 又は } \text{契約電力 (kW)}) \times 1,000}{\text{標準電圧 (100V 又は } 200\text{V)} \times \text{力率 (1.0)}} \dots (\text{第12-1式})$$

(注) ① 電気方式が三相3線式の場合にあつては、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。

② 電気方式が単相3線式の場合にあつては、標準電圧を200Vとすること。

- (2) 同一敷地内に防火対象物が2以上ある場合で、契約種別が1である場合にあつては、当該防火対象物の契約電流容量を当該防火対象物の低圧屋内電路に接続されている負荷設備総容量（kVA又はkW）から第12-2式によって求めた値とすること。

$$\text{契約電流容量 (A)} = \frac{\text{負荷設備総容量 (kVA 又は kW)} \times 1,000}{\text{標準電圧 (100V 又は } 200\text{V)} \times \text{力率 (1.0)}} \times \text{需要係数 (0.6)} \dots (\text{第12-2式})$$

(注) ① 電気方式が三相3線式の場合にあつては、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。

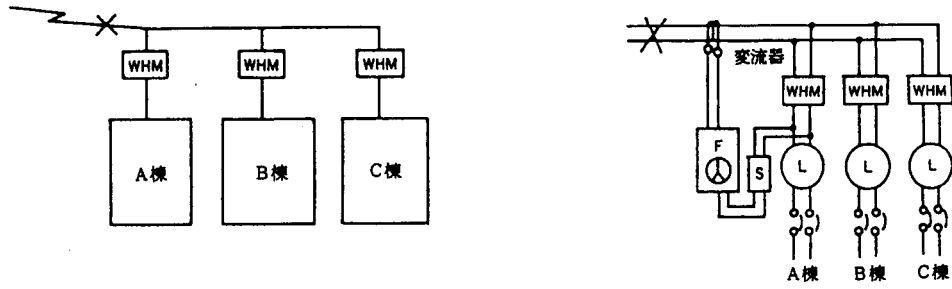
② 電気方式が単相3線式の場合にあつては、標準電圧を200Vとすること。

- (3) 高圧又は特別高圧の変電設備を有する防火対象物の契約電流容量は、低圧側において第12-2式より算出した値とすること。
- (4) 同一の防火対象物に、同一契約種別が2以上となる場合の契約電流容量は、その合計値とすること。

別図1 各防火対象物が設けられている電力量計に至るまでの引込線が需要家の所有に係る場合の例

引込線の接続と引込口配線の関係

変流器の設置箇所と電路との関係



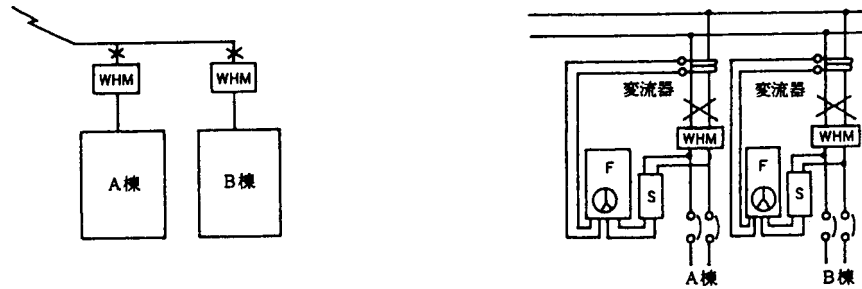
×印は引込線の接続点

×印以降は引込口配線（×印以降が需要家の所有にかかるもの）

2 各防火対象物に設けられている電力量計に至るまでの引込線が電気事業者の所有に係る場合の例

引込線の接続と引込口配線の関係

変流器の設置箇所と電路との関係



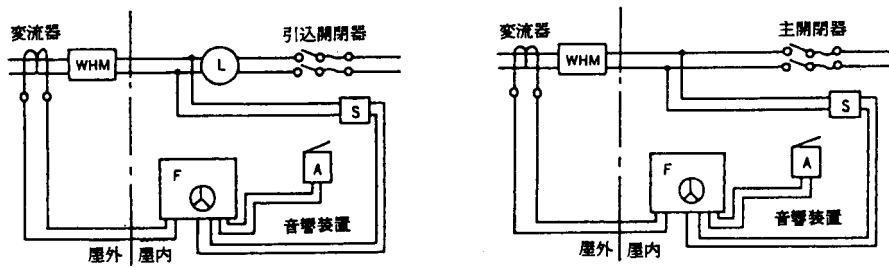
×印までが電気事業者の所有にかかるもの

別図2

操作電源用専用回路等の接続

1 電流制限器がある場合

2 開閉器がある場合



凡例

WHM……電力量計

S ……カットアウトスイッチ又はブレーカー

L ……電流制限器

F ……受信機